

日本産婦人科医会第188回記者懇談会(R6.9.11)

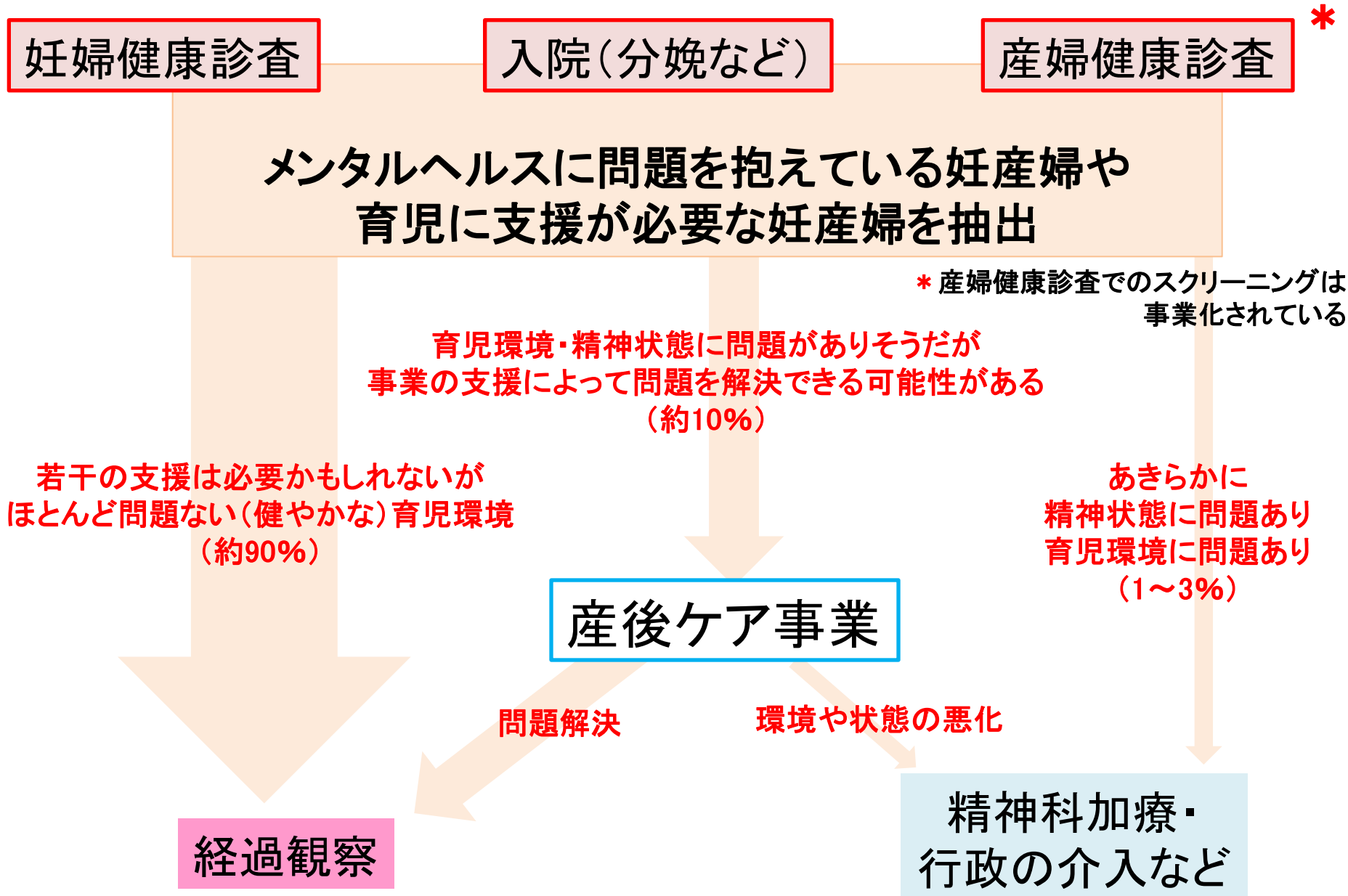
産後ケア事業の目的と最近の動向

日本産婦人科医会常務理事
日本医科大学女性診療科・産科主任教授
鈴木俊治

産後ケア事業の概要

- 分娩施設退院後から一定の期間、助産師等の看護職が中心となって、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定および母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業
- 実施主体は市区町村(委託可)で、主たる費用は国と市区町村が1/2ずつ助成し、利用者の自己負担額は地域の状況や利用者の収入の状況等で決まる
- 実施形態として、①短期入所型(宿泊型・ショートステイ型)、②通所型(ディサービス型)、③居宅訪問型(アウトリーチ型)があり、厚生労働省の定める基準に従って、病院・診療所・助産所・産後ケアセンターなどで実施される
- 平成31年12月に本事業が法定化(母子保健法の一部を改正する法律)され、産後ケア事業が令和3年4月から全市区町村へ努力義務として課せられた(産後ケア事業の法制化)
- 令和2年5月の第4次少子化社会対策大綱において、令和6年度末(令和7年3月)までに全国展開を目指すこととなった

産後ケア事業の役割(イメージ)

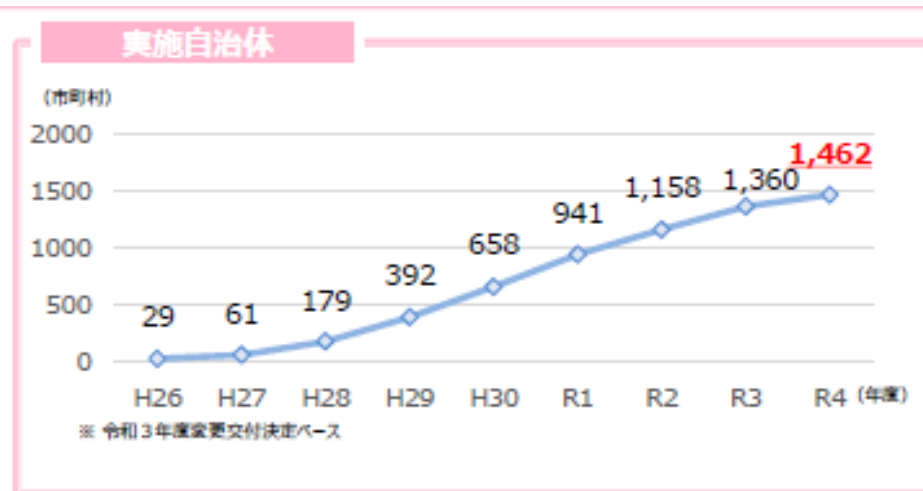


令和5年度の産後ケア事業の動き

- 令和5年6月30日付で、産後ケア事業について、育児不安や心身に不調がある場合だけでなく、支援を必要とする女性は誰でも受けられるようにしてその利用が促されるべきであることが各自治体に通知された。すなわち、産後ケアを必要とするかを判断するのは自治体ではなく利用する女性であり、産後ケア事業がユニバーサルサービスであることが行政によって明確化された
- また、所得制限のない利用料減免支援が導入され、利用者全員に対して1回あたり2,500円が5回まで支援されることになった（住民税非課税世帯では1回あたり5,000円、制限なしで補助されることが継続）
- 翌年度末までの全国展開を目指すため、「産前・産後サポート事業ガイドライン/産後ケア事業ガイドライン」改訂のための研究会が開催された（こども家庭庁～野村総研への委託事業）

約84%の市区町村で実施されているが、
妊産婦側からみた利用率は10.9%に留まっている

注：産後ケア事業利用者のもっとも多い理由は、
育児疲れによるレスパイト希望



令和6年度の産後ケア事業の動き

- 関連事業費が増額され、各市区町村6施設分までという上限を撤廃
～1施設が受け取る補助額は、物価高などを反映し、最大で「宿泊型」
は月251万9600円、「居宅訪問型」「通所型」は月172万7700円にそれぞれ増額
- 特にサポートの必要性が高い母親の利用を増やすため、産後の健診
などでうつの傾向があったり、育児への強い不安を抱えていたりする
母親を受け入れた施設には、1日あたり7000円を加算

野村総研HP内の報告書およびガイドライン案

産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業

#社会保障

#ヘルスケア・医療

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業

—報告書—

株式会社 野村総合研究所

令和6(2024)年3月

令和6年3月時点版

産前・産後サポート事業ガイドライン
産後ケア事業ガイドライン

令和6年●月

ガイドライン案には、

- 実施主体に都道府県の役割を追記
- 対象者としてユニバーサル・サービスであることを明確化
- ケアの内容を詳細化
- 安全に関する内容について追記



生前の写真などが飾られている家族の部屋の仏壇

出産後の女性をサポートする横浜市の「産後ケア事業」を委託されていた助産所で一昨年、乳児が死亡する事案が再び、国産が市などを相手に計約8900万円の損害賠償を求めて横浜地裁に提訴した。同事業は全国の市区町村で急拡大しているが、子どもの安全管理は現場任せになっているのが実情だ。同事業に関する死亡事案が司法の場で裁かれるのは初めて。28日から始まる裁判では、小さな命を守る責任の所在が争点になりそうだ。(神谷円智)

乳児の両親が横浜市など提訴

「安全管理 おろそかだった」

政府が前回は作成した産後ケア事業のガイドライン(「産後ケア指針」)は、子どもの安全管理に必要とされているが、産後ケア事業の現場任せになっているのが実情だ。同事業に関する死亡事案が司法の場で裁かれるのは初めて。28日から始まる裁判では、小さな命を守る責任の所在が争点になりそうだ。(神谷円智)

「産後ケア」死亡の責任どこに

子を「預かる」勧められ

高いとされる。国産は、もともと、産後ケア事業は、産後ケア事業の現場任せになっているのが実情だ。同事業に関する死亡事案が司法の場で裁かれるのは初めて。28日から始まる裁判では、小さな命を守る責任の所在が争点になりそうだ。(神谷円智)

政府指針 記述乏しく

産後ケア事業の現場任せになっているのが実情だ。同事業に関する死亡事案が司法の場で裁かれるのは初めて。28日から始まる裁判では、小さな命を守る責任の所在が争点になりそうだ。(神谷円智)

生後2か月の乳児：母親の就寝中、別の部屋で子どもの面倒を見ていた助産師が、目を離した約20分間に心肺停止

【別添1】

産後ケア事業 事案等発生時報告様式

第 報

死亡事案 重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案 その他 ()

報告年月日 年 月 日

・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名	施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)		
	施設所在地	代表責任者		
産後ケア事業管理者	産後ケア事業管理者		利用者の総定員(産婦) 名	
	実施事業形態 (該当するものすべてに)	緊急対応マニュアル等の有無		
*直近の指導監査	年 月 日	利用者居住市町村名		
	年 月 日	他委託市町村名		
利用者情報	母の年齢 歳	子どもの月齢 か月 日	子どもの性別	多胎児の場合は
	利用開始月日 月 日	利用予定期間 泊 日	利用形態	
事案発生時の状況等	事案発生日時	年 月 日 時 分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)
	事案発生時の経緯 ※別添任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事案発生時の状況、事案発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)		
事案発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健師	名
	事案発生時該当者以外の利用者の人数	産婦 名、 児 名、 その他 ()	名	
施設で講じた再発防止策 ※別添任意様式での作成も可	施設で講じた再発防止策			
	病状・死因等(既往歴)	【診断名】	(受傷の場合)受傷部位	
特記事項	【病状】 (産状の概況)			
	【既往症】	事案の転帰		
市町村の対応等※	事案把握日時	年 月 日 時	緊急対応マニュアル等の有無	
	当該施設の事業継続状況	(休止の場合)期間		
都道府県の対応等	講じた再発防止策			
	都道府県としての対応			

事務連絡
令和5年1月19日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について (依頼)

平素から、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、「産後ケア事業における安全管理の推進について(依頼)」(令和4年11月21日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)により、産後ケア事業の委託を受けた事業者におかれは、重大な事案等の発生時における市町村(特別区を含む。以下同じ。)から都道府県を経由した報告に関して、市町村の体制整備に協力いただくよう依頼したところでした。
今般、別添3のとおり、都道府県及び市町村に対し、重大な事案等の発生時において、報告様式(別添1)を活用の上、報告の流れ(別添2)に沿って報告いただくよう依頼しましたので、産後ケア事業を受託している事業者におかれは、その内容について御確認の上、市町村における適切な報告体制の確保に協力いただきますよう、貴会会員への周知をお願いします。

質の高い産後ケア事業の全国展開にむけて

- 産後のケアの効果的な実施を推進するための研究
- 産後ケアの安全管理のための研究(事業多職種連携協議会)
- 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築のための研究
⇒産後ケア事業ガイドライン改訂版の強化

参考:産後ケア事業に関する有識者検討会議(産後ケア事業多職種連携協議会)の設置について

産後ケア事業の安全性とケアの質等について多面的、かつ定期的に評価・検討することを目的として、多職種の関係団体等による「産後ケア事業多職種連携協議会」(以下、協議会)が設置された。事務局は国立成育医療研究センターにおかれ、全国保健師長会、日本医師会、日本看護協会、日本産前産後ケア・子育て支援学会、日本産婦人科医会、日本周産期メンタルヘルス学会、日本小児科医会、日本助産師会などが参加

以下の3委員会を設置し、こども家庭庁による産後ケア事業ガイドラインの作成に寄与していくことが決定

- 1 調査検討委員会(仮):アクシデント、ヒヤリ・ハット(インシデント)事例の内容・再発防止策に関する調査の計画
- 2 安全管理委員会(仮):ヒヤリ・ハット事例を収集し、多職種で検討するための体制作り、重大事案検証委員会(仮)の設置、開催方法の検討、得られた知見の周知・普及啓発
- 3 教育研修検討委員会(仮):産後ケア事業受託者を対象にした研修カリキュラム、プログラム・研修資材の検討、「産後ケア事業マニュアル(仮)」の枠組みとその概要の検討

各参加団体に対して、これらの委員会構成員を派遣して安全と質が担保された産後ケア事業の推進にむけた活動を支援していくことが要望され、協議・決定された